

5-3. 「遺言執行者」とは？



遺言執行者とは、遺言の内容を正確に実現させるために、必要な手続きなどを行う人のことです。

たとえば、相続財産の名義変更や解約手続きなど、**相続人全員の署名・実印がなくても**、遺言執行者が単独で行うことが可能です。

遺言執行者には、特に資格は必要ありませんので、遺言の内容を実現できれば相続人でも誰でも構いません。(公証人を除く)

5-4. 「付言事項」とは？



遺産の処分などの法律行為以外のことで、言い残したいことなどを書くことです。

遺言には、何を書いても問題ありません。法律的には意味のない家族へのメッセージも、本人にとっては大切なことです。

例えば、「〇〇の面倒を頼む」、「みんな仲良くね」、「今まで本当にありがとう」など、遺言を書くにあたっての心境などを書き残しておくのもよいでしょう。